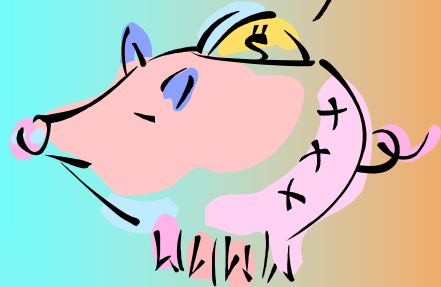
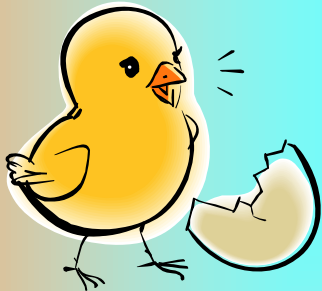
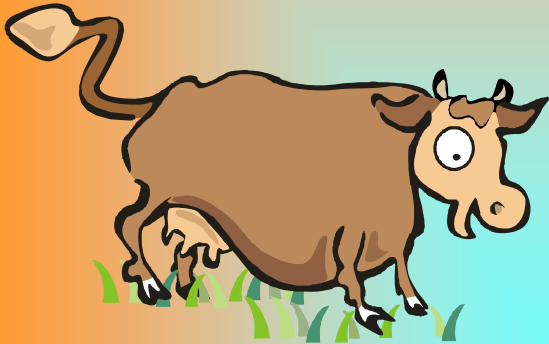


家畜飼養農家の皆様へ 認定農業者を目指しませんか！

19年度から認定農業者に対する支援措置が大幅に
パワーアップしました。



農林水産省では、平成19年度から21年度までの3年間を、担い手育成のための【集中改革期間】として位置づけ、認定農業者を対象に、これまでになかった画期的な予算・金融・税制措置を講じました。

やる気と能力のある担い手の皆さんには、この新たな発想に立った担い手支援策を積極的にご活用いただき、経営改善にお役立ていただきたいと思います。

平成19年7月
農林水産省東海農政局

新たな発想に立った担い手支援策の充実

19年度から

19年度から、認定農業者に対する新しい支援措置が大幅にパワーアップしました。

このため、担い手となるメリットが格段に大きくなりました！

これまで

○金融

スーパーL資金(金利:1.6~2.0%)
近代化資金(金利:1.6~1.95)

※ 平成19年6月20日現在

○施設整備等の支援

リースによる機械・施設の導入支援

共同による生産・加工施設等の整備支援

○農地の利用集積のための支援

担い手への農地の利用集積支援

農地の利用調整支援

○基盤整備に対する支援

担い手の育成のための基盤整備

○経営相談や研修などの支援

各関係機関がそれぞれ支援

スーパーL資金、近代化資金の無利子化措置

無利子で資金が借りられます！

無担保・無保証によるクイック融資

小口の資金は無担保・無保証人、最短1週間で借りられます！

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業

融資で機械・施設等を導入する場合、個別経営体でも自己負担部分の助成が受けられます！

担い手農地集積高度化促進事業

集落ぐるみで面的にまとまった農地を利用集積する場合、集積に必要な経費が支給されます！

担い手アクションサポート事業

経営相談、法人化支援、技術指導など、あらゆる担い手向けの支援を一元的に受けることができます！

○ このほかにも、様々な支援措置を用意しています。

担い手育成・確保支援対策(平成19年度予算)

メリットの例

無利子で資金が借りられます。

<対象:認定農業者>

スーパーL資金、近代化資金の無利子化措置(9億円)

2,000万円を15年で償還する場合、通常のスーパーL資金と比べて、

年間20万円の利子負担が軽減! (15年間の平均)

※ 500万円超の資金が対象

小口の資金は無担保・無保証人、最短1週間で借りられます。

<対象:認定農業者・集落営農組織>
(経営実績が一定格付以上の者)

無担保・無保証によるクイック融資(1億円)

審査期間が大幅に短縮!

(最長1ヶ月半程度 → 最短1週間程度)

※ 500万円までの資金が対象

融資で機械施設等を導入する場合、個別経営体でも自己負担部分の助成が受けられます。

<対象:認定農業者・集落営農組織>

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業(35億円)

[機械等の取得価格]3,500万円

[資金調達の内訳] スーパーL資金 2,300万円:融資
預金取り崩し 1,200万円:自己負担

上記の場合、

自己負担1,200万円が最大で150万円に軽減!

※ 融資率と目標に応じて、最大で取得価格の3/10まで助成

※ 原則として融資対象物件以外の担保は不要

集落ぐるみで面的にまとまった農地を利用集積する場合、集積に必要な経費が支給されます。

<対象:農用地利用改善団体等
→認定農業者・集落営農組織>

担い手農地集積高度化促進事業(25億円)

認定農業者に対して農地を10ha集積した場合、地区に対し、面的集積促進費が**最大600万円交付!**

この促進費を活用して、担い手へ支援

(例)・簡易な基盤整備(畦畔除去、伐根等)

・農業機械等の導入 等

経営相談、法人化支援、技術指導など、あらゆる担い手向けの支援を一元的に受けられます。

<対象:認定農業者・集落営農組織等>

担い手アクションサポート事業(35億円)

担い手協議会

税理士
中小企業診断士
普及員 など

ワンストップで支援!

←→
〔経営相談、法人化支援
技術指導等〕

担い手



この他にも、以下のような担い手向け支援が用意されています。

(平成19年度予算)

農業者年金の保険料の負担が軽減されます。(農業者年金)

19億円

認定農業者など一定の要件を満たす担い手の方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円)が受けられます。また、支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。

※ 例えば、20年間の保険料補助を受けた場合、通算すると、最大で216万円の保険料負担が軽減されます。また、最大で年額80万4千円が税額控除の対象となります。

農業機械のリース料支払経費を軽減できます。(担い手経営展開支援リース事業)

4億円

農業経営改善計画に即して経営改善を行う認定農業者等が、リース方式により農業機械・施設を導入する際に、国がそのリース料の一部を助成します。

※ 例えば、総額200万円のリース料の乗用田植機(6条植)を5年間リースで利用する場合、リース料負担のうち約20万円が軽減されます。(認定農業者等支援型)

規模拡大することで、コスト低減が可能となります。(担い手支援農地保有合理化事業)

97億円

農地合理化法人の仲介機能を最大限に活用し、担い手への農地の利用集積を効果的に進めます。

※ 例えば、1~2haの経営規模を4~5haに拡大した場合、1ha当たり約36万円(年間)のコスト低減が図られます。(米の生産費調査で比較)

担い手相談窓口について

東海農政局では、担い手の育成・確保に関するご質問・ご要望等に対応するため、担い手相談窓口を開設しています。

ご質問・ご要望等がございましたら、最寄りの農政事務所地域課ないしは下記にお問い合わせ下さい。

連絡先: 東海農政局生産経営流通部担い手相談窓口(担い手育成課内)

TEL:052-201-7271

内線2449

(畜産関係行政機関)

東海農政局生産経営流通部畜産課

TEL:052-201-7271 内線2435

岐阜県農政部畜産課

TEL:058-272-1111 内線2879

愛知県農林水産部畜産課

TEL:052-961-2111 内線3708

三重県農水商工部農畜産室

TEL:059-224-3070 内線2541